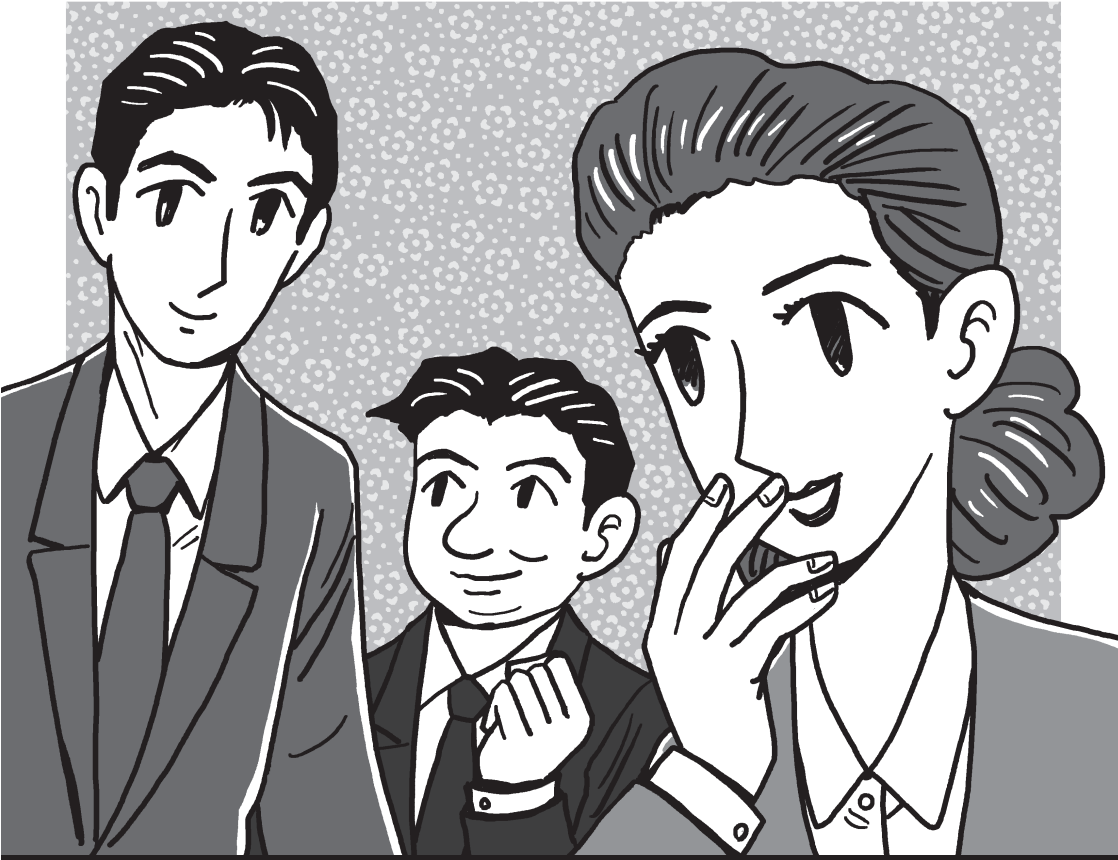


マンガで学ぶ

# 移転価格税制



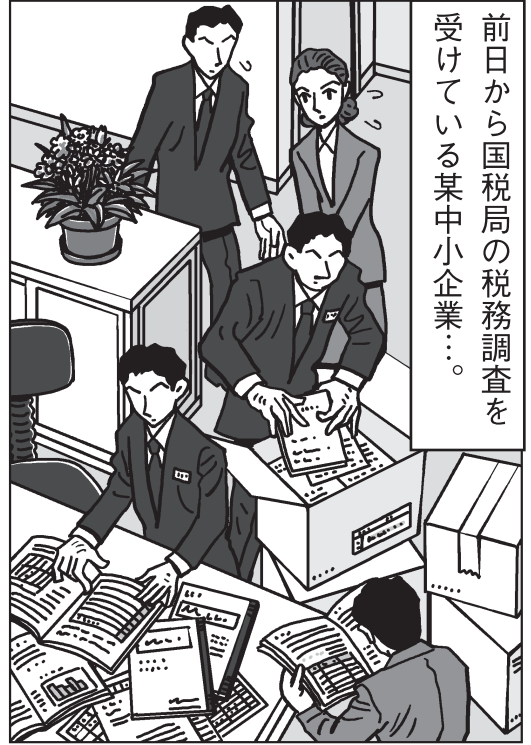
会計業務のご相談はもとより、経営計画、事業運営全般に関する様々な疑問や問題点を総合的な視野から、各分野のプロフェッショナルと独自のネットワークで貴社の問題解決に尽力いたします！



税理士法人エルム

制作 / とんぼスタジオ

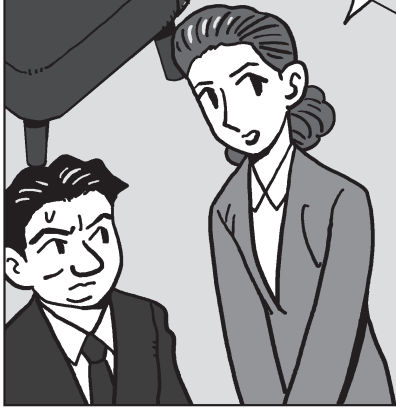
前日から国税局の税務調査を受けている某中小企業…。



社長

国税局の方が  
移転価格文書を  
作成してあるかと  
おっしゃって  
いますが…

移転価格文書？



我々のような  
海外子会社との  
取引がある場合  
その取引が  
「適正な価格」か  
どうかを  
説明する文書を  
作成する必要が  
あるそうです

作成して  
いないと…

国税局の推定による  
追徴課税があるかも  
しれないとのことだす

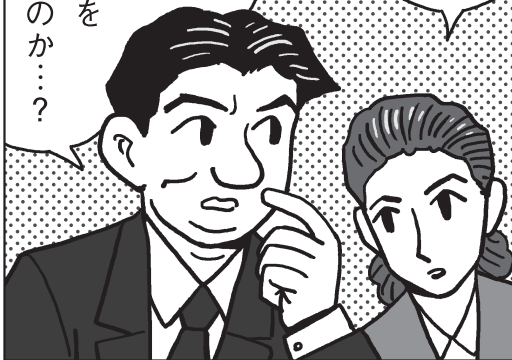
何だそれ？

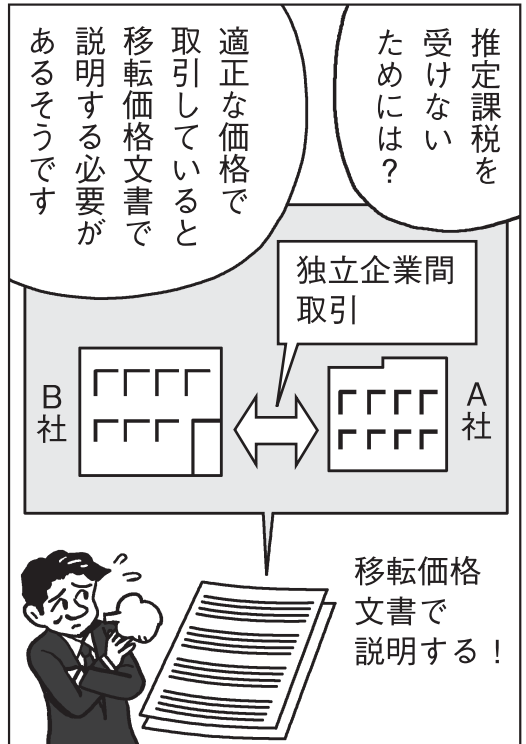
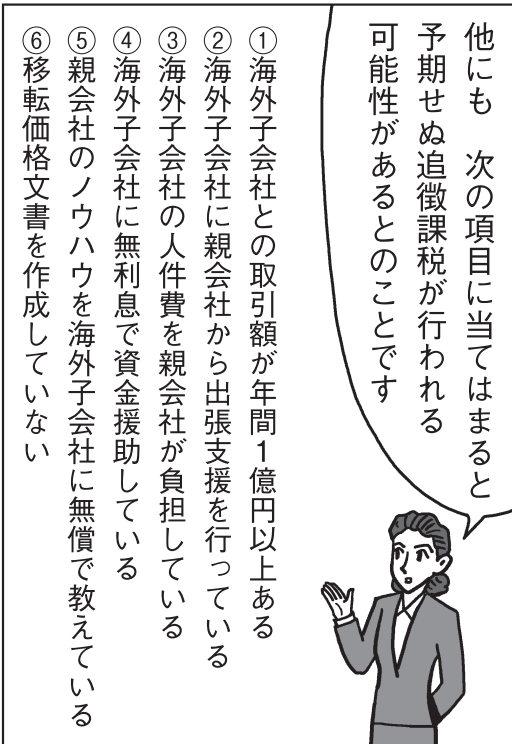
大企業だけだろ

うちみたいな会社でも

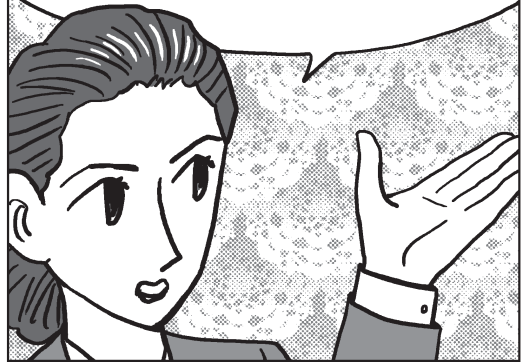
その移転価格文書とやらを

作成しなければならぬのか…？





たとえば日本の親会社が  
海外子会社に  
年間5億円  
販売している場合  
税務当局は  
子会社だから  
第3者に販売するより  
安い価格で  
売っているのではないか  
という疑いをもちます



だから第3者間の取引と  
同様のルールで取引して  
いることを説明する  
**移転価格文書の提出が**  
求められるそうです

もし移転価格文書の  
提出が  
できなければ？



推定課税を受けることとなります  
税務当局によって  
**独立企業間価格**  
(独自にあるべき適正な価格)  
が算定され  
法人税の金額が  
再計算され：  
この例でいうと…



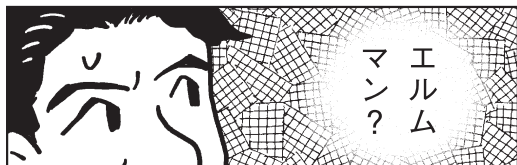
5億円の取引が5億5千万円  
と推定された場合…

差額の5千万円を所得加算

さらに6年間さかのぼる  
ことが可能

**5千万円 × 6年 = 3億円**

※最大で3億円を利益の計上漏れとして  
修正申告することになる。3億円利益が  
増えると、加算税や延滞税を含めて追徴  
税額は約1億5千万円にもなる。





一定のノウハウを  
蓄積すれば  
自社対応も  
可能ですので  
**移転価格の文書化**  
についても  
次年度以降は  
貴社で文書を  
改訂できるように  
お手伝いいたします



コスト削減と同時に  
経理のレベルも  
アップいたします  
ますよ

また海外出張費の  
自己否認の軽減などの  
海外寄付金対策も  
指導いたします



わかり  
ました！  
さっそく  
社長と相談して  
経理の  
グローバル化に  
取り組みたいと  
思います！



よし！

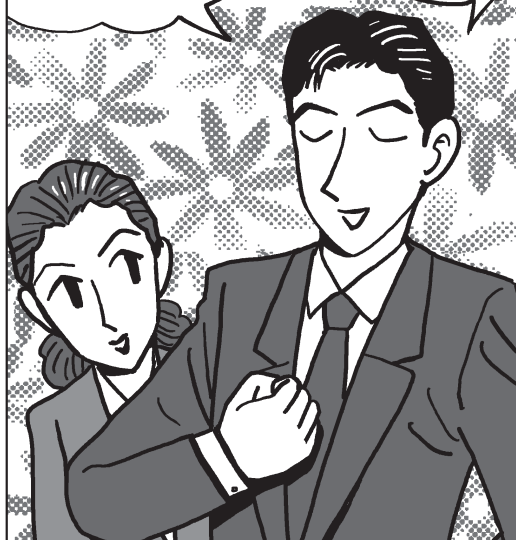
移転価格税制に  
詳しい  
税理士法人  
エルムに  
お願い  
しよう！



はい！

真面目  
一徹！

税の  
ことなら  
お任せ  
下さい！



さっそく  
例の件  
ですが…

わかり  
ました！

平成29年度以降は  
国外関連者（海外子会社等）  
との取引について…



国外関連取引を  
行った法人が  
作成する文書  
（※別紙参照）

国外関連者取引の合計金額が  
50億円以上等の法人は移転価格文書  
の保存をしなければなりません  
ただし 取引額 50億円未満の  
中小法人であっても独立企業間価格  
を算定するために重要と認められる  
書類を求められる場合があります  
調査官が指定する（45日～60日以内）  
日までに提出する必要があります  
ので これからは書類の作成が  
必須となります

税理士法人エルムでは  
貴社が  
グローバル企業として  
レベルアップするための  
きめ細かなフォローを  
すると同時に  
将来的には  
貴社で対応できるよう  
コンサルティング  
いたします





# 税理士法人エルムの6つの強み

## 1 開業から40年

開業から40年の経験・実績・信頼があります。

## 2 相続税（資産税）専門の部門

相続税の申告を専門に行っている部門があり、年間約60件の申告実績があります。

## 3 医療法人・お医者様専門の部門

医療法人・お医者様専門に行っている部門があり、数十件の医療法人・お医者様と顧問契約いただいております。

## 4 法人部門

連結納税・組織再編・合併・分割・海外子会社サポート等を行っている部門があり、売上高10億円以上の法人を中心に顧問契約をいただいております。

## 5 国税調査官OBの税理士

税務調査には、職員である国税調査官OBの税理士が立ち会い、調査をしっかりとサポートします。

## 6 士業のワンストップサービスが可能

税理士、公認会計士以外にも、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、などと提携していますので、税務・会計以外にも一つの窓口でご相談いただけます。



### 税理士法人エルム

350-1123 埼玉県川越市脇田本町 18 番地 2

TEL049-243-2685 FAX049-242-9576

<http://www.sag-elm.com/index.html>